

移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（令和4年度）

住 所 大阪府大阪市中央区難波五丁目1番60号

事業者名 南海電気鉄道株式会社
代表者名 代表取締役 遠北 光彦

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道駅を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道駅	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
尾崎駅	東側へエレベーターを整備、東西共に移動円滑化経路を確保する。	計画通り実施済み
中百舌鳥駅	4番線にホームドアの整備及びホームと車両の段差隙間解消を実施（2023年度）※2022年度はホーム補強工事を実施	計画通りホーム補強工事を実施
今宮戎駅	エレベーター1基及び多機能トイレ1箇所を整備（2023年度）※2022年度は支障移転工事を実施。	計画通り支障移転工事を実施
伽羅橋駅	エレベーター1基及び多機能トイレ1箇所を整備（2023年度）※2022年度は詳細設計を実施。	計画通り詳細設計を実施
高師浜駅	エレベーター1基及び多機能トイレ1箇所を整備（2023年度）※2022年度は詳細設計を実施。	計画通り詳細設計を実施

② 鉄道駅を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
駅係員へ移動円滑化に関する各種教育の実施	車いす利用者や視覚障がいをお客さまの利用に対する各種教育を実施。（⑤に記載）	計画通り実施済み

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
-	-	-

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
異常時の情報提供を行う改札口案内表示装置の整備	異常時の情報提供を行う改札口案内表示装置の整備を行う。 中百舌鳥駅1箇所増設（2022年度）	計画通り実施済み

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
駅対応力向上研修の実施	駅係員に対して、視覚障がいをお客さまや車いすをご利用のお客さまへの対応方法をロールプレイング形式で研修を実施。(2022年度(以降も同様に実施予定))	計画通り実施済み
接遇ロールプレイ発表会の実施	上記研修「駅対応力向上研修」の受講者を対象に、視覚障がいをお客さまが、乗車券の購入から電車への乗車に至るまでの誘導や補助対応についてロールプレイング形式で発表し、望ましい対応方法等についての浸透度や理解度などの研修効果を確認するための発表会を実施。(2022年度(以降も同様に実施予定))	計画通り実施済み
サービス介助士の取得	サービス介助士技能講座を当社負担での受講体制を構築しており、サービス介助士の取得を義務化している。(2022年度(以降も同様に実施予定))	計画通り実施し9名取得

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道駅の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
駅及び車内放送による啓発活動	高齢者、障害者への思いやりに対する放送や点字タイル上へ物を置かないように放送を実施(2022年度(以降も同様に実施予定))	計画通り実施

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

各部バリアフリー担当者での会議を定期的に行い、バリアフリーに関する方針や課題等について広く意見を集約し推進した。
--

(3) 報告書の公表方法

当社ホームページで公表

(4) その他

--

住 所 大阪府大阪市中央区難波五丁目1番60
 事 業 者 名 南海電気鉄道株式会社
 代 表 者 名 代表取締役社長 遠北 光彦

II 鉄道駅の移動等円滑化の達成状況(鉄道駅ごとに記入)

(令和5年3月31日現在)

鉄道事業者名	共用駅	鉄道駅の名称	路線名	所在都道府県市町村	一日当たりの利用者数	有人駅の別	公共交通円滑化令有	段差への対応	プラットフォームの数	段差が解消されるプラットフォームの数	エレベーターの設置数	エスカレーターの設置数	その他の設置	傾斜の設置数	路盤の設置数	視覚誘導ブロックの有無	案内設置の有無	障害者の対応の有無	障害者の対応の有無	障害者の対応の有無	障害者の対応の有無	車いす乗降可能なプラットフォームの数	転落防止のための設備の有無				
南海電気鉄道		高野下 駅	高野 線	和歌山県 伊都郡 九度山町	70 人	○			1		基	基	基		箇所			×	○	○							
南海電気鉄道		下古沢 駅	高野 線	和歌山県 伊都郡 九度山町	31 人				2		基	基	基		箇所			×	○	—							
南海電気鉄道		上古沢 駅	高野 線	和歌山県 伊都郡 九度山町	17 人	○			1		基	基	基		箇所			×	○	—							
南海電気鉄道		紀伊細川 駅	高野 線	和歌山県 伊都郡 高野町	20 人				2		基	基	基		箇所			×	○	—	2						
南海電気鉄道		紀伊神谷 駅	高野 線	和歌山県 伊都郡 高野町	9 人				1		基	基	基		箇所			×	○	—							
南海電気鉄道		樺葉橋 駅	高野、鋼索 線	和歌山県 伊都郡 高野町	44 人			○	5	5	基	基	1 基	4 基	箇所		○	○	○	—	5						
南海電気鉄道		高野山 駅	鋼索 線	和歌山県 伊都郡 高野町	923 人		○	○	2	2	1 (1) 基	31 9 基	2 基	47 32 基	1 箇所	○	○	○	○	○	2	○					
		(合計) 100 駅							48 駅	15 駅	64 駅	196	142	47 47 駅	118 (116) 基	144 (26) 基	2 基	47 32 駅	2 基	81 (53) 箇所	16 駅	60 駅	65 駅	100 駅	73 駅	89 駅	46 駅

移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（令和4年度）

住 所 大阪府大阪市中央区難波五丁目1番60号

事業者名 南海電気鉄道株式会社
代表者名 代表取締役 遠北 光彦

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の鉄道駅を設置又は管理している。	○
(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の鉄道駅を設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

移動等円滑化取組報告書（鉄道車両）

（令和4年度）

住 所 大阪府大阪市中央区難波五丁目1番60号

事業者名 南海電気鉄道株式会社
代表者名 代表取締役 遠北 光彦

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
8300系車両（高野線）	高野線に8300系車両を2編成6両導入する。（2022年度）	計画に変更が生じ、2023年度完了予定。
9000系車両（南海線）	南海線所属の9000系車両2編成12両の改造工事時にバリアフリー化を行う。（2022年度）	計画に変更が生じ、1編成6両のみ改造工事が完了している。もう1編成6両については、2023年度完了予定。

② 鉄道車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
・公共交通移動等円滑化基準の周知	・新造、更新の際に公共交通移動等円滑化基準に適合しているか確認できるよう、要件をまとめ設計担当者に周知する。	計画通り実施済み

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ドアチャイム、ドア開閉動作開始ランプを備えた車両の導入（高野線）	高野線にドアチャイム及びドア開閉動作開始ランプを備えた車両（8300系）を2編成6両導入する。（2022年度）	計画に変更が生じ、2023年度完了予定。
ドアチャイム、ドア開閉動作開始ランプを備えた車両の導入（南海線）	南海線にドアチャイム及びドア開閉動作開始ランプを備えた車両（9000系）を2編成12両導入する。（2022年度）	計画に変更が生じ、1編成6両のみ改造工事が完了している。もう1編成6両については、2023年度完了予定。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車内案内表示装置を備えた車両の導入（高野線）	高野線に車内案内表示装置を備えた車両（8300系）を2編成6両導入する。（2022年度）	計画に変更が生じ、2023年度完了予定。
車内案内表示装置を備えた車両の導入（南海線）	南海線に車内案内表示装置を備えた車両（9000系）を2編成12両導入する。（2022年度）	計画に変更が生じ、1編成6両のみ改造工事が完了している。もう1編成6両については、2023年度完了予定。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
駅対応力向上研修の実施	駅係員に対して、視覚障がいをお客さまや車いすをご利用のお客さまへの対応方法をロールプレイング形式で研修を実施。（2022年度（以降も同様に実施予定））	計画通り実施済み
接遇ロールプレイ発表会の実施	上記研修「駅対応力向上研修」の受講者を対象に、視覚障がいをお客さまが、乗車券の購入から電車への乗車に至るまでの誘導や補助対応についてロールプレイング形式で発表し、望ましい対応方法等についての浸透度や理解度などの研修効果を確認するための発表会を実施。（2022年度（以降も同様に実施予定））	計画通り実施済み
サービス介助士の取得	サービス介助士技能講座を当社負担での受講体制を構築しており、サービス介助士の取得を義務化している。（2022年度（以降も同様に実施予定））	計画通り実施し9名取得

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
駅及び車内放送による啓発活動	高齢者、障害者への思いやりに対する放送や点字タイトル上へ物を置かないように放送を実施（2022年度（以降も同様に実施予定））	計画通り実施

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために（1）と併せて講ずべき措置の実施状況

各部バリアフリー担当者での会議を定期的で開催し、バリアフリーに関する方針や課題等について広く意見を集約し推進した。

(3) 報告書の公表方法

当社ホームページで公表

(4) その他

II. 鉄道車両の移動等円滑化の達成状況

(令和5年3月31日現在)

鉄道の種類	事業の用に供している編成数 (両)	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数 (両)	車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数	便所のある編成数	便所のある編成のうち車いす対応型便所のある編成数	案内装置のある編成数	車両間転落防止設備のある編成数
普通鉄道(特急型車両)	17 80 編成 (両)	0 0 編成 (両)	0 編成	17 編成	2 編成	17 編成	17 編成
普通鉄道(その他)	175 612 編成 (両)	67 234 編成 (両)	105 編成	0 編成	0 編成	83 編成	175 編成
鋼索鉄道	2 4 編成 (両)	2 4 編成 (両)	2 編成	0 編成	0 編成	2 編成	2 編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
(合計)	194 696 編成 (両)	69 238 編成 (両)	107 編成	17 編成	2 編成	102 編成	194 編成

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	○
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	